

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
- ◇告示 昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改める。

第三条第六号中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改める。

第二十一条第一項中「鳥取県養老院」を「鳥取県母来寮」に改める。

第二十四条(見出しを含む。)中「鳥取県養老院」を「鳥取県母来寮」に改める。

第六章中「第二節 社会保険出張所」を「第二節 社会保険事務所」に改める。

第一百十条の二中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次、第三条第六号、第六章第二節の改正規定は、昭和三十七年十月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第三十号

昭和三十五年四月鳥取県告示第五百十三号(癖の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年

月 日から施行する。

昭和三十八年二月一日 鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県養老院 東伯郡羽合町大字上浅津四ノ一」を

〇〇

「鳥取県母来寮 東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所
(定価) 一部月極二五〇円(配達料共)